

資産運用規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人長野県産業振興機構（以下「機構」）という。）資産の運用に関し、法令または定款に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用される財産)

第2条 この規則が適用される財産は、機構の保有する財産のうち不動産、無体財産権並びに寄附者の意思若しくは理事会の決議により財産保有形態が指定されている財産を除く機構の裁量により効率的に運用すべき資産をいう。

(運用の基本原則)

第3条 機構の資産運用にあたっては、安全性の確保を最重要視するとともに、効率的な運用に配慮するものとする。

(資産区分と運用方針)

第4条 この規則が適用される資産運用は、下記各号の資産区分並びに運用方針により行うものとする。

(1) 定款第5条第2項に定める基本財産

基本財産の目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用するように努めるものとする。

(2) その他の資産

資産の積み立て目的、運用可能期間等その資産の特性を勘案し、適正な運用に努めるものとする。

(運用方法)

第5条 前条に規定する財産の運用方法は、次のとおりとする。

- (1) 預貯金
 - (2) 国債
 - (3) 政府保証債
 - (4) 財投機関債
 - (5) 公庫・公団債
 - (6) 地方債
 - (7) 金融債
 - (8) 国際機関、外国政府、外国公共部門又は外国法人の発行する債券
 - (9) 日本の格付機関のうち1社以上が、長期債務についてA格以上と格付している事業債
 - (10) 日本の格付機関のうち1社以上、かつ、外国の格付機関のうち1社以上が、長期債務についてAA格以上の格付をしている円建外債（仕組債を含む。）
- 2 第1項の規定にかかわらず、理事会が特に認めた場合は、第1項に掲げる運用方法以外の商品に運用することができる。
- 3 資産の運用に当たっては、次に掲げる事項に十分留意し、金融商品の種類、金融機関又は発行体、運用機関等のポートフォリオを勘案し、分散運用を図る。
- (1) 安全性（信用性）
 - (2) 収益性
 - (3) 市場性（換金性）

4 「資産運用総括表」、「月次資金収支計画」等を作成し、総合的、計画的、機動的、効率的な運用に努める。

(資産運用責任者)

第6条 理事長は、理事会の承認を得て、理事の中から資産運用責任者を任命することができる。

2 前項の理事は、善良なる管理者の注意義務を払うとともに、機構のために定款及び法令に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

3 資産運用責任者は、翌事業年度における資産運用の計画を予算編成の理事会までに策定し、理事長の承認を得なければならない。ただし、経済情勢の変動その他特別の事情が生じたときは、理事長の承認を得て、この計画を年度途中で変更することができる。

(維持管理)

第7条 資産運用責任者は、常に社会経済情勢を勘案し、有効適切な資産運用を図るものとする。

2 その他の資産が管理業務その他必要な業務活動の財源に充てる運用財産である場合には、貸借対照表においては特定資産として計上した上で、合理的な範囲で公益目的保有財産にはしないことを財産管理台帳において明記しなければならない。

(資産運用委員会)

第8条 理事長は、資産運用について具体的な事案を随時検討するため、資産運用委員会を設置することができる。

2 資産運用委員会の組織、委員、運営方法等は別に定めるものとする。

(運用手続)

第9条 資産運用責任者は、運用に当たっては、資産運用委員会の検討結果を基に運用案を作成し、あらかじめ理事長の決裁を受けなければならない。

但し、運用に急を要する場合は、理事長の承認を得て、資産運用責任者が運用方法を決定することができる。

(理事会への報告)

第10条 理事長は、資産の運用状況につき、年1回又は必要に応じて理事会に報告しなければならない。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は理事会の決議を経て行う。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、資産の運用に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人として本機構の設立の登記の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年6月4日から施行する。